

## 第4回亀山市まちづくり基本条例推進委員会議事概要

日時：平成25年5月27日

9：30～

場所：市役所3階理事者控室

### 1. 会長挨拶

去年、まちづくり基本条例推進計画が作られ、この委員会は、計画に則って、条例が実のあるものになっていくように進行管理を行うという大きな役割を持っている。

本日の会議資料を事前に見せて頂いたが、私自身としては、推進計画に挙げられた項目は着実に推進されていると思う。しかし、地域の中には、様々な課題があり、本日出席の委員の皆様にも関わっていただいているものもあるため、本日は忌憚のないご意見を頂きながら、進捗について評価していきたい。

このあと、平成24年度の評価を行っていくが、「①基本条例の方向性に沿った進め方であるかどうか、どんな課題があるのか」、また、「②今後、推進計画の中に新たな項目としてどんなことを盛り込んでいくべきか」という2つのポイントに沿って議論を進めてもらいたいので、よろしく願います。

### 2. まちづくり基本条例推進計画について

#### (1)地域コミュニティのしくみづくり支援事業

資料説明：事務局

- ・事業評価シート
- ・川崎地区まちづくり協議会規約、組織図、推進計画（概要版）
- ・昼生地区まちづくり協議会議案書（概要版）、専門部組織図

会長：まちづくり協議会への関わりなど、実践を通して、感想や意見などがあろうと思うし、また、コミュニティや自治会の立場でも、聞かせて欲しい。

委員：昼生地区まちづくり協議会では、新年度に入り、現在の問題点のピックアップを行っている状況である。一番の問題点は、まちづくり協議会のことを、いかに住民に知ってもらうかということである。協議会ができたことを知っていても、住民は、協議会が何をするのか、はっきり認知していない。その原因は、もともとコミュニティ自体があまり地元浸透していなかったという状況がある。行政からの仕事をそのまま流しているようなコミュニティ活動であった。まちづくり協議会と名前が変わっても、これまで以上のことができるのかと、地域住民の方の中には、多少疑問に感じてみえる方もいる。だから、今年度は、具体的な形として、1つか2つ実績を作りたい。実績を作ることによって、こんなことをやっているというイメージを作りたい。

ただ、如何せん、予算の裏付けが全く無い。去年と同じ額の予算しかない。その中で、新しいことを入れていくのは、骨が折れる。誰かに頼らざるを得ない状況ではある。今年度は、その予算の枠の中で動くということが前提であるが、将来に向けての仕組み作りをやっていこうと思っており、年度末に何かできたらよいと思っている。

会長：特に、何をやるのか、小さなことでも実績を出すというのは一つの方法としてあるのだけれども、資料の中にもあるように、将来構想をきっちりと共有することが必要であると思う。

資料にあるワークショップでは、そのあたりを取り組んでいるのか。

委員：将来構想は、10年後のまちづくり計画を作っていこうということで、既に作成した。

具体的には、毎月、執行委員会を開催しており、6月に第2回の執行委員会を開催するが、その時に、どうやって住民の人の意見を吸い上げていくかを議論する。大まかな方法として、各専門部にどのようなことを検討してもらうかまで話が及ぶと考えている。

会長：資料1の平成24年度の活動成果や反省点・課題が、市側の自己評価である。我々委員会としては、この評価でよいのか、また、付け加えるところはないのかについて、ご意見を伺いたいと思う。

委員：地域まちづくり推進チームの設置規程は、資料に入っていないが、ホームページなどで見れるのか。

事務局：資料にはないが、後ほど準備させていただきたい。

会長：今、例えば、昼生と川崎には、具体的に、誰が担当職員か分かっているのか。

委員：まだ、だれがメンバーか、正式には聞いていない。一番気になることは、狭い地域であるため、利害関係者、いわゆるそこに住む人が、地域担当職員にならないほうがよいと思う。その人が担当職員になったときに、実績が出れば、色々なところから、その人が裏で動いたからだろうと声が出るだろうし、また、実績が出なければ、地元から、あの担当職員は、なにもやってくれないと声が出ると思う。個人的には、利害関係者は、その地域の担当職員にならないほうがよいと思う。

そのあたりについて、市の中で、どのような議論がされたのか知りたかった。

会長：地域担当職員は、地元の人であるべきなのか、それとも違うほうがよいのか。地元の人でないほうがよいというお考えであるが、市のコミュニティ研究会では議論があったのか。

担当部局：議論はあった。例えば、地元出身であれば、愛着もあり、地域の風土を分かっているし、住んでいる人のことも知っているからこそ、一緒になって、行政職員の立場もあるが、地域担当職員の立場に立って、まちづくりを進めていけると考えた。

一方で、職員側からすれば、自分の住む地域は切っても切り離せない場所である。その中で、地域担当職員の任務を担わせると、かえって負担になってしまわないかという意見もあった。地域から、たくさん要望が出た場合、断りきれない状態にならないかという心配もした。顔見知りであるからこそ、断れないことも起きてくるのではないかと想定もした。しかし、これから、地域の皆さん方と行政が協働していくという部分においては、全く知識がないよりも、そこで生活をしており、入りやすいところから入っていこうという考え方から、地域出身の職員を選んだという経緯がある。

ただ、行政職員の役割としては、こういうことであるということ、きっちりと明文化して、地域の皆さんに理解をしてもらう。

会長：地域担当職員は、地域出身の方ということが分かった。また、市の職員としてやるべきことはこういうことであるということ、最初に地域でご理解を頂いた上で進めていく

ということである。将来計画づくりの手伝いなどが、中心になってくるようである。

会長：他には、何か、ご意見などございますか。

委員：これからは、高齢化がどんどん進むため、自分たちの地域は、自分たちで守るのが、基本的原則だと思う。昼生地区、川崎地区の今回の資料を見せていただいた。一般の方に対しては、あまりがんじがらめに、難しいことをしない方がよいと思う。誰もが参加できることが大切である。住民の中には、コミュニティと自治会の線がうまく引けていない人がたくさんいる。自治会があるのにコミュニティ、コミュニティがあるのに自治会ということで混乱している。私自身、600名の自治会の中で、毎年班長が代わるたびに、自治会のあり方、コミュニティのあり方を説明している。住民の方が、コミュニティのあり方について、単純明確になるような組織作りというものを望んでいる。

市職員の話が出ていたが、私個人としては、市職員も地域の代表として、コミュニティや自治会の活動に参画していただき、知識ややり方を教えていただくのも一つの手法であると思う。市職員だから、地域の活動から抜くと言う考え方は持っていない。ぜひとも、市職員から組織のあり方を教えて欲しいと思っている。市職員も自分の立場を重々理解しているであろうから、心配することはないと思う。学ぶべきところは学び、だめなものは、取り入れなかったらよいだけだと思う。

（まちづくり推進チーム設置規程を配布）

会長：只今、設置規程を配布頂きましたが、説明をお願いします。

担当部局：推進チームは、5月1日付けで、12名任命をした。地域まちづくり推進チームの目的としては、まず、地域に入って、地域の会議の場などで、計画作りのお手伝いをするという仕事の一つある。もう一方で、行政として、これからの地域づくりの支援策としてどういうものがよいのか検討するという大きく二つの仕事がある。

直接、地域に入っていくということについては、例えば、第3条第4項の会議の円滑な支援として、会議の場に参加させていただき、いろんな議論が紛糾したときに、論点の整理やまとめの仕方についてお手伝いをさせてもらう。

戻って、同条第2項のまち協の設立の支援については、これからまち協を立ち上げていこうとする地域に対して、なぜ必要なのか、なぜこういう動きになっているのかなど、社会情勢などの背景や今後の亀山市の動向も含めて、話をさせていただくものであると考えている。

そして、第1項の情報の収集や分析については、行政が持っている地域の状況、例えば高齢化率や産業の集積であるとか、行政の持っている、その地域の特色ある情報をまとめて、データを使ってお知らせして、自分たちの地域のことを認識してもらうことを想定している。

それから、3番目の情報の提供や団体への助言については、地域に入って、担当職員が、肌で感じたことや気づいたこと、それから、地域で出た課題など、その場で答えきれないことを市へ持ち帰って、行政全体で考えていこうという取り組みである。

そういうことで、市全体で進める取り組みであるが、地域の課題を吸い上げてくるのが、地域担当職員という位置づけであり、それをみんなで、庁内全体で対応していこうとするのが、推進チームの職務である。

会長：ありがとうございました。12名の推進チーム全体で動くこと、地域担当職員で動くことと、2本立てであるということが分かった。

その他、ご意見、いかがでしょうか。

委員：昨年度から、まちづくり推進委員会で、まちづくり協議会ということで、まちづくりに対する行政の支援チームを作って欲しいと言ってきた。モノと金まではいなくても、とりあえず、人的な支援をして欲しいと言ってきた。12名の推進チームができたことは、まちづくり推進委員会の成果だと思う。後期基本計画の中でも、また、櫻井市長はあいさつの中でも色々とおっしゃっていただいたが、これまでは、なかなか具体的などころまで踏み込まれていなかった。

また、今回の行政の機構改革についても、これまでは市民相談協働室があったが、今回の改革で、地域づくり支援室に名前が変わった。内々のことだから、市民には関係ないというのではなく、親切に、自治会連合会などを通じて、市民に浸透させて欲しい。

それから、もう一つ、このように推進チームを作ってもらったことも、昼生地区でも川崎地区でもよいが、名前は出さなくても、市職員の数々が、まちづくりを助けてくれることをお知らせして欲しい。私自身、初めて12名という具体的な数字を聞いた。これまでご苦労されて作ってみえた中で、平成25年度は、色々な問題点を検討されていくとおっしゃられたが、まさにそのとおりであると思う。

私も心配していたのは、屋上の上に屋上をつくるということではいけないと思う。高齢化で自治会の役員になる人もいないという時代であるため、スリムな体制で、誰もが参加できるような体制にするべきであると思う。

昼生地区では、新聞によると、コミュニティは、自然解消的に吸収していくとのことであったが、例えば、自治会長がいて、支部長がいて、自治会連合会長がいて、従来のコミュニティの会長がいて、まちづくり協議会長がいてとなると、5層の天守閣というように住民には見える。今後、そのあたりは、調整していく必要があると思う。

その他、野村地区などで、まち協の取り組みが進められていると聞くが、私の住むような都心部、旧亀山町の中心部が、最後に遅れて組織されると思う。これらは、ある程度の時間がかかると思う。

巷の意見では、この後出てくるが、地域応援券についても、浸透しておらず、使い勝手の悪いものをとという意見も聞く。また、逆戻りできないが、自分たちのコミュニティは、自治会や婦人会と連動してうまくやっており、今さら、まちづくり協議会を作る必要もないという声も聞く。

そういう点も含めて、これから、まちづくり推進委員として、生の声を聞き、検証していく必要があると思う。

会長：ありがとうございました。地域の条件も異なるため、必ずしも、全市一律に広げるという取り組みではないと思う。だからこそ、モデル地区を作って、地域の特性に応じて進むものであるし、組織の構成もそれぞれで違ってよいと思う。また、コミュニティとの関係、自治会との関係も、地域によって違ってよいはずである。それだけに、職員の方に手助けしていただく際に、職員の方の度量の広さみたいなものが重要になってくる。例えば、川崎や昼生でやっていることを、そのままやればよいというものでは絶対ないということ

を認識しておかないといけない。

一方で、まちづくり協議会を新たに作るこの意味や屋上屋の話は、なかなか払拭できないところである。だからこそ、ビジョンを共有することと一つでも二つでも実績を出すことが、今の段階では重要であると思う。

それでは、他にもご意見があるようですので、どうぞ。

委員：私自身としては、新しい取り組みを行うのだから、モデル地区を中心に、どんどん進めてもらってよいと思う。80点ぐらい良いことがあって、20点ぐらい悪いことがあってもよいと思う。そうやって、進めていかなければ、何も変わらないと思う。結果的に、屋上屋も自然になくなっていくと思う。

市職員の12名の方については、それぞれ切磋琢磨して、担当した地域間で、競争意識を持って上手くやってもらい、周囲の地区が、引っ張られるということでない、変わらないと思う。

2点目として、昼生のまちづくり協議会のお金、予算の話をお話していただきたい。収入の部であるが、概ね、地元負担と行政からの補助金で構成されているが、モデル地区立ち上げ補助金は、30万円だけか。また、まちづくり協議会が設立されて、来年度から新しい事業が増えれば、市からの補助も増えるのか。

委員：昨年からは継続してもらっているが、立ち上げには、年間30万円のみである。来年度以降は、地域予算制度がどうなるかにかかっている。地域予算制度が、現在と同じ項目だけしか支出されなければ、まち協として新しい事業はできないと思っている。地域予算制度をどのように柔軟に組み立てていくか、市当局の検討にかかっている。新しい事業をやっていくには、余裕が無い。

会長：先程、話も出ていたが、各室から地域に出されている補助金をある程度まとめていくと、おそらく結構な金額になると思う。もう少し使い勝手がよくなると思う。そして、それを何に使うのかというときに、昼生の場合でも、まちづくりのビジョンに従って使っていくかといけない。これは、地域予算で包括的になればなるほど、何のためにお金を使うのかということに正当性が必要になり、それがビジョンにかかってくる。

それから、もう一つ、指定管理の話が大きいと思う。例えば、公共施設の指定管理をまち協で受けるとなれば、事務費の人員費相当分も入ってくるのではないか。

委員：現在も、コミュニティが指定管理を受けているが、指定管理業務以外に、お金を使えない。

会長：施設は、料金制になっているのか。

担当部局：料金制には、なっていない。

会長：まさに、昔の管理委託の形式が採用されているということである。そうすると、指定管理の考え方も整理が必要である。

委員：現在の指定管理は、人件費だけを出すような制度である。それに加えて、まちづくりや地域の活動提案に対して、お金がつけば、地区ごとの競争原理も働くと思う。

委員：将来の姿としては、法人化して、事業活動を行い、それに対して収入を得て、そして行政からの補助金も得て、大きな市で言うところの区のように、自立したものになっていけば理想だと思う。

話は変わるが、先程のまち協を作る中で、市の支援チームの人選についてであるが、私自身は、自治会の住民として、出身や学歴は問わない。その人が、まちづくりに対して、いかに、熱意を持っているかということが大切である。年齢も問わず、広い分野から、優秀な職員の方を人選してもらいたい。

会長：59名の中から、12名が選任された。主任主査級ということで、中堅職員が選ばれているということで期待したい。

委員：規程をいただきありがたい。この規程に沿って、進められることを期待する。

先程のご意見であるが、私自身は、地元の職員を排除するという趣旨ではなく、地元の職員に過度な負担をかけたくないという想いで発言であり、誤解のないようお願いしたい。

また、特に、昼生のまち協は、細かい規程を作っている。これは、協議会の運営に公金を使っているからである。公金を使っている以上、お金の使い道に対して、クレームがつかないようにという流れから、これらの規程ができていく。したがって、規程を見ただけで嫌になるし、面倒くさいと思う。ただ、これをどうやって運用していくか、いかに組織の中で対応していくかは、規程が定着するまでは、柔軟性のある運用をしていきたいと思っている。

会長：ありがとうございます。昼生は、モデル地区のため、他の地区は、これを参考に作られると思う。これは、よくできていると思う。最初から、コンプライアンスや情報公開に関係してまで、規程を整備しようなんて絶対に思わない。市の各室から出されている補助金というのは、その担当室にだけ報告するだけでよい。それを一括していけばいくほど、どの事業で、どのくらいお金を使ったのかというのは、まち協の方に、コンプライアンスが求められると思う。そうすると、まち協は、コンプライアンスを果たすための規程が必要であろうし、情報公開の規程も必要であろうし、住民にどのように意思決定に参加してもらうかという仕組みを作らなければいけない。ある意味、壮大な実験を実践されていると思う。

ご苦労であるが、引き続きお願いする。

委員：昼生のまち協について、役員の任期を1年にされたことには、何か議論があったのか。

委員：最初、役員の任期は、3年で検討していた。私自身は、1年目は前の引継ぎ、2年目は新しいことができて、3年目はその総括ができればという関係で考えていたが、準備委員会の打合せをする段階で、3年が2年に減った。実際に、準備委員会に規約案を出す段階では、1年に減った。理由は、これまでの流れの踏襲で、会長が1年交代であったため、まち協が変わったからといって、すぐにはこの流れは変えられないだろうということであった。そのため、当面の間、1年で行こうということになった。また、会長と執行委員長は、同じ人物であるが、副執行委員長は、次の執行委員長を務めるとなっており、実際には、役員を2年やることになる。そういうことで、1年という弊害は、減らせると思っている。

委員：まち協を立ち上げられるために、相当の時間やお金がかかったと思うが、どうか。

委員：1年での、立ち上げは難しいと思う。

委員：これまでもコミュニティ活動を続けてきて感じるが、60歳以上の方は、どちらかと

いうと活動に参加しやすいと思う。現役として働いている世代は、参加率が悪い。しかし、そのあたりの世代を役員として入れていかないと、まちづくりにつながらないと思う。何かよい案があれば教えていただきたい。

委員：昼生の場合は、執行委員の中に公募の枠を設けている。ここに、若い方が入っていただければと期待している。今回の設立時は、無かった。専門部の中に、若い方がいるため、専門部の活動を通じて、執行部側に入ってもらえればと思っている。

委員：続けてで申し訳ないですが、昼生地区や川崎地区は、学校区単位で、まち協を設立されている。巷では、やりやすい対象範囲だという話も聞く。しかし、他の地域では、学校区ではないところで進めようとしている事例もあるし、1つの学校区で3つも4つもコミュニティがある地区もある。これから、進める上で、アドバイスなどあればいただきたい。

委員：確かに学校区単位の方がやりやすいと思う。

会長：庁内でも検討の余地はあると思うし、確かに、学校区の問題は大きいと思う。昼生もそうであるが、学校にも、小学校を中心にコミュニティスクールという動きが以前からある。学校は地域の中で色々なことをやりたいと思っている。先程の若い人の活動について言えば、中学校のPTA活動までは、保護者として参加する人が多いが、中学校を引退したら、地域活動まで引退してしまう。それをうまく繋ぐのが、まち協の役割ではないかと思う。そうすると、小学校、中学校は大切であり、地域の人は今まで以上に、そこに関わっていかねばいけないと思う。だからこそ、小学校区が分かれているなどのケースは、大きな課題かもしれない。そういうときには、小学校を支援していく仕組みを、いくつかのまち協が協働して考えていく方法もあるかと思う。小学校は、地域活動の次の担い手を確保する場としても重要な場所である。

まちづくり推進委員会としても、小学校区の中で複数のコミュニティが存在しているようなケースは、重要な検討課題であると指摘しておく必要がある。

委員：資料を見せていただくと、川崎、昼生は、モデル地区として、すごい立派な成果を残されている。

モデルの2地区以外に、23地区のコミュニティが残されている状況で、12名の担当職員がいると同ったが、入りやすいところから、進められるのか。また、すべてのコミュニティに順番で説明されるのか。

担当部局：これからのまちづくりについて考えようと動き出すのは、地域の皆様方である。

そのような声が上がると、市から話を聞こうとなれば、市から説明に伺う。

これから、まち協に取り組む、取り組まないは、それぞれの地域が考えることである。ただ、このままでよいかという問題提起は、地域づくり支援室から話をさせてもらう。今の地区コミュニティに満足しているか、課題は無いかなど、気づいてもらうのは、地域の皆さんである。それでは、どうしていこうかという時に、市は一緒になって考えていく。

会長：そういう場を作るところから始めませんかという提案を、市は行う。

委員：コミュニティの中で、十数名の自治会長がいると、喧々譁々の議論になる。コミュニティという組織をまた変えていくということになると、いろいろな意見が出るだろうと心配している。

会長：それはそうだと思う。地域の将来をどうするべきかという点で、ある程度の合意がで

できればよいと思う。あれもしたい、これもしたいというのではなく、何のためにこれをするのかというものを共有できれば、よいと思う。意見の食い違いというのは、進め方に対してであって、目標さえ共有されれば、意見の食い違いは大した議論にはならないと思う。目標を共有すること、現状から10年後、自分たちの地域がどうなりそうだという危機感を共有することが一番難しいことだと思う。どう考えても、暗いことだから、しんどい話になる。問題点をみんなで共有することは難しい。見たくないし、考えたくないから、当然である。

一つ目のテーマで時間がかかってしまったが、5つのテーマについて、委員会で話し合わないといけないので、先に進めていく。

特に、市民活動応援事業については、人・モノ・カネでいうところの、お金についての支援かと思う。事務局より、説明をお願いする。

## (2)市民活動応援事業

資料説明：事務局

- ・事業評価シート
- ・亀山市民活動応援事業交付金交付要綱
- ・市民活動応援券を用いた「亀山市民活動応援制度」

会長：市民活動応援制度の制度設計の際には、ここに出席いただいている委員にも数名入っていただいている。今年の10月から具体的に動き始めるわけであるが、どうでしょうか。推進計画の進捗状況からみると、若干の遅れはあるものの、制度がスタートするということから考えると、達成しているといえる。

この基本条例の理念に則して、評価するとどうか。何か、ご意見あるか。

委員：なかなか理解が難しい制度である。自治会やコミュニティなどで勉強会をされてみえるが、私自身も理解不足のところがある。この制度がうまく回るのか心配である。自分自身も申請する団体になるかもしれないが、どういう形で使われて、どう利用するのか分からない。年度をまたぐようなことがあった場合は、難しいのかと思う。動き始めると、案外簡単にできるのかもしれないが、今の段階では、私たちのような実際に応援券を利用しようかなと思う団体にとっても難しい。

会長：確かに、不安はあると思う。たぬきの葉っぱのようなものと思われがちになってしまうが、実際は、そうではない。交換するまでの期間どうするかというのが課題である。

他の委員は、どのようにお考えか？

委員：今の段階では、説明会を、大車輪で何回もやってもらわないといけないと思う。

担当部局：具体的には、現在、各地区コミュニティに対して、日程調整をさせていただいており、5月末から6月にかけて、各地区を順次説明に回る予定である。

委員：各地区のコミュニティか。

担当部局：25地区のコミュニティを対象に連絡し、ご都合の良い日を教えていただき、重なったところは調整して、実施していく予定である。一番最初は、28日の御幸地区の予定としている。



委員：これは、各地区のコミュニティの役員だけでなく、一般の市民も対象なのか。

担当部局：これは、役員だけである。まずは、各地区コミュニティの役員の方に分かっていたきたいという趣旨で、説明をさせていただく。第1段階は、こういうことで説明させていただく。

委員：コミュニティだけでなく、まち協も入っているということをお願いする。昼生も連絡をもらっているが、まち協の役員だけでなく、登録される可能性のある団体のリーダーにも来てもらうつもりである。

委員：私としては、できるだけ、一般の市民も話を聞いた方がよいと思う。というのも、今まで、連絡協議会等で内容の説明があったとしても、住民から質問があった場合、内容がよく分からず、役員が十分答えられないケースがあった。私自身、制度設計の委員に入っていたため、個人的に聞かれるが、途中の過程であったため、答えきれない。

市民や市民活動団体向けにも説明をやらないと、登録団体の冊子作成のことを心配する。冊子には、できるだけ多くの団体が載っていないといけないと思う。コミュニティ向けの説明会は、計画通り進められたら結構だと思うが、一般の市民向けや市民活動団体向けを、みらいの大会議室やあいあいなどで、複数回開催した方がよい。1回の出席者は、10人でも、15人でもよいと思う。同じことを、2回か3回、場所を変えてやった方がよいと思う。10月実施であるため、早急にやってもらいたい。団体も、事業のことを理解していないと思う。

委員：市民全体が理解していないと思う。あと5ヶ月で、理解することが可能かどうか心配である。

会長：委員が言われるように、市民と、特に団体に対しての周知が絶対必要である。それは、市民でも、応援券をもらって、これは一体なんだということではいけない。それをまた、団体に集めないといけないという仕組みであるため、そのルートを認識してもらわないといけない。なかなか、みんなが知っているというのは、しんどいかもしれないが、この事業を進めるということであれば、やるしかない。

委員：まち協のことは、新聞に何回か載るから、みんなに広がっていくが、応援券は、新聞には出てこない。もっと、載せてもらってはどうか。

担当部局：先日、中日新聞に記事を掲載してもらった。コミュニティを皮切りに、第1段階の説明を実施していくが、次に市民の方、市民活動団体の方を対象に説明会を順次実施させてもらう。具体的な日程は、未定であるが、順次実施する。

委員：コミュニティへの説明は、要望が無いと行かないのか。それとも、順番に来てもらえるのか。自治会長なども来ないと大変ではないか。

担当部局：25地区、全てのコミュニティに、都合を聞いており、調整が取れ次第、すべて回る。参加される方は、コミュニティの役員だけや、自治会長も入るなど、コミュニティによって色々と考え方が異なる。1回だけでなく、2回、3回とある。

委員：応援券の事業について、これまでも話を聞いてきたが、具体的な例がないため分かりにくい。ぜひ、どんな団体があって、どんな仕組みで、どんな応援券であるかなど、具体的に教えて欲しい。

会長：具体的な応援券などを見ると、こういうものだと分かる。それが無いと、具体的なイ

メッセージがつかめない。

担当部局：現在の予定で行くと、図柄は、7月の広報で募集していく予定である。5月16日号の広報で、今後のスケジュールを載せたが、5月いっぱい、単位の募集をしており、6月に検証委員会を開催して、単位を決定してもらおう。決定後に、図柄を募集することになるため、7月に募集となってしまふ。

委員：くどいようですが、コミュニティだけでなく、まち協もありますから、宜しくお願いする。

それから、2点意見がある。一つ目は、先程も葉っぱという話があった件である。今も、市は、葉っぱという説明をしている。ところが、我々の捉え方は、キャッシュ（現金）として認識している。そのギャップが相当ある。地元で説明されるときは、葉っぱで説明されると誰も理解できないと思う。これだけのお金がある、これをどのように使うかは、コミュニティやまち協に任されているということ説明しないと伝わらない。そうでないと地域も対応できないと思う。

それと、今、広報で、応援券の事務をする方を募集されているが、いかにも賃金が安いと思う。誰も応募にこないと思う。事務補助といっても、導入時期であるし、あちこちの団体と調整したり、相当の仕事量があると予想される。そうになると、時給七百数十円で行うような事務ではないと思う。倍はともかくとして、千円ぐらいは出すようなことを考えていかないといけないと思う。

会長：葉っぱなのか、円なのかという話であるが、確かに、委員が言われるように、地元は円で捉えると思う。但し、応援券の制度の趣旨は、繰り返すまでもないが、地域通貨である。これぐらいがいいなという価値を交換するのであって、日本円を交換するわけではないということからすると、葉っぱである。なおかつ、亀山市の特徴としては、半年遅れで、それが円に変わるという仕組みである。これは、大きな特徴である。それを上手く理解してもらわないといけない。実際、動いた人のところに、半年後に報酬が遅れて支払われるということを理解してもらおう。これが、なかなか難しい。ただ、やり方としては、私個人としては注目しているし、期待している。

実際、円が葉っぱに化けて、その葉っぱがたくさん集まるところが、今までは、そこで地域通貨の場合は終わりで失敗したが、今回は、いっぱい集まって、市へ持っていったら、日本円に変わるというのが、大きな特徴である。これはある意味、失敗のしようがない。今までは、葉っぱのままだったから失敗した。けれども、不満は残る可能性はある。

委員：話は変わるが、井田川地域で、よく似たことをやっていると聞いたことがある。手を上げたボランティアグループに一人当たり千円を渡し、地域内で応援券のような取り組みを行っている聞いた。すごいことを地域でしているなと思った。上手く運営していけば、ボランティア団体も助かるだろうと思った。

委員：広報には、団体登録がいつまでと書いてなかった。冊子ができるのは、10月かもしれないが、もう募集をかけて、例えば、団体登録では、具体的にこんな団体があるとコミュニティへ説明した方が分かりやすいと思う。だから、団体の募集期間を長くして、図柄の募集のタイミングには、団体募集も受け付けるとされたらどうかと思う。登録しようと思っている団体は、手を上げると思う。そうすると、具体的な登録団体の事例にもなる

思う。

会長：団体登録は、早めに始めた方がよいという意見である。

担当部局：今回の広報で、単位と検証委員の募集と同時に、募集する団体の要件を掲載する。

第1回目の予定は、7月の広報で団体を募集する。

会長：募集から登録の仕組みまで、早めに作ってしまった方がよいのではないかというご意見であった。

担当部局：先程も説明したとおり、コミュニティとまち協への説明の後に、市民向け、団体向けの説明会を行う。

会長：これから始まる事業で、期待も大きくあるが、この仕組み自体は、まちづくり基本条例の趣旨に合っているという評価でよいか。但し、周知の話では、まち協でも、応援券でも、課題が残るという意見でよいか。

各委員：異議なし。

### (3) (仮称) 人権を尊重する条例策定事業

資料説明：事務局

- ・ 事業評価シート
- ・ 一人ひとりの人権が尊重される亀山市をつくる条例（案）
- ・ 提出された意見とそれに対する考え方及び修正点

会長：6月議会で、議決をいただく予定となっている条例案である。まちづくり基本条例から見ると、すでに資料にあるように、権利の行使に伴う差別されない権利や権利の不行使に対し、不利益な扱いを受けないということは、条例の中に書いてある。

また、基本条例を検討していく中では、子どもの権利のことを書かないといけないとか、障がいを持つ人の権利についてもしっかりと書かないといけないという議論があった。そういうものをベースに、人権という視点で、一人ひとりの人権が尊重される亀山市をつくる条例が6月に制定されそうである。それをもとに、検討委員会ができて、基本方針と推進計画ができて、審議会がつくられるということになる。その中で、子どもの権利や障がいを持つ方の権利、まちづくりに参加しないことによる、不利益な扱いを受けない権利など、人権侵害を防止していくような具体的な問題が、今後検討されることになると思う。

この件について、みなさん、ご意見いかがでしょうか。まちづくり基本条例の中で、詳しく検討していたけれども、盛り込めなかったものが、一つ条例となって、今後具体的に検討されるという、足がかりになるようなものである。

委員：会長の言われたとおり、形になってきたことは喜ばしいことであるが、いざ人権とは何ぞやと言われると、漠然とは分かっているつもりでも、具体的にどういうものか分からないということがある。今後、具体的に施策を検討される際には、人権とは何だということ整理された方がよいと思う。

担当部局：市で考えている、この条例でいう人権とは、思想、信仰の自由、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利の保障などの社会権といった定義があるという考え方の中、この条例では、一人ひとりの人間として尊重され、豊かな生活や生きがいのある生活を求め

る、幸福追求権のような広義の人権、憲法13条にある幸福追求権のような広義の人権として解釈している。

会長：はい。これをもう少し具体的にしていけないといけない。それで、審議会を開催して、推進計画を作っていくとなると、場面ごとでの人権問題を個別・具体的に議論しないといけない。なかなか大変かもしれない。

委員：やはり、使われる条例にならないと意味がない。

#### (4) 施策評価導入事業・事務事業評価対象の拡大

資料説明：事務局

- ・ 事業評価シート
- ・ 亀山市行政評価システム（改定）の基本方針
- ・ 評価シート様式

会長：施策評価を具体的にに入れていこうという説明であった。資料にもあるように、これまでは、ピラミッドの一番下の事務事業評価だけで、ずっと評価をやってきたが、それをいくつかの施策、基本計画ベースで束ねて、評価をしていくという次のステップに進もうということである。そのことについては、基本方針を作って、まさに今年度になり、施策評価に取り組みつつあるというのが現状である。

外部評価は、事務事業評価に対してだけ実施されるのか。

事務局：そのとおりである。

会長：何かご意見ございませんか。

委員：今回のマニュアルは、庁内評価分であり、庁内評価はそれで重要であると思うが、施策の事務事業について、市民の満足度を測定する方法は考えてないか。

事務局：施策評価は、後期基本計画の基本施策の単位で評価を実施することもあり、策定の際にも、市民アンケートを実施している。そのアンケートの内容については、施策の評価の一つの要素としていきたい。ただ、アンケートは毎年度実施する予定としておらず、評価期間中に2回とりたいと思っている。したがって、その際が、市民の方の直接的な意向把握となる。

会長：満足度については、アンケート調査で把握できればというのが、考え方のようである。計画期間中、1回か。

委員：計画期間の中では、2回実施する。実際には、平成25年度末に1回目の調査を実施する。その資料を活用するのは、来年度の評価の実施からとなる。

委員：新聞で読んだが、市長が、幸福度に関する広域連携をされた。県内では、松阪市と亀山市だけであった。これも、関係あるのか。

事務局：（仮称）幸せリーグも、評価にももちろん何らかの関係はあると思うが、まだ組織そのものも発足していない。住民の幸福度を行政としても追っていくという考え方の自治体の集まりであり、中には、具体的な指標を活用している自治体もあると思われるため、組織に参加しながら、勉強していく段階と考えている。

委員：アンケートを2回実施されると伺ったが、アンケートは、かなり答えが誘導的になる。

まち協でも困っている。3択や5択だと、真ん中の回答が多い。できれば、回答の選択肢を偶数にするなどのテクニックが使われた方がよい。

資料の中に施策評価シートが付けられているが、各部長が、所属の事業を評価することになっているが、客観的に評価できるような仕組みが必要であると思う。

事務局：基本方針から、若干スケジュールは変わっているが、まずは、各部長級の職員が評価を書く。責任者として、評価担当者に設定しているが、複数の部長が関わる基本施策もあるし、直接的にはなくても第三者としての部長の目線も必要であると考え、各部長が集まり、評価に対して議論する場というのは庁内で設ける予定としている。

委員：できれば、その場で、丁々発止の議論が出るような会議であってほしい。

会長：本当は、そうあってほしい。評価することが目的ではなく、評価は、亀山市の施策がこれでよいのか、今後どうあるべきなのかという、政策議論になって、施策をどう展開するかのツールである。振り返ることだけではない。

事務局：これを主要施策の成果報告書として提出するため、基本的にはそういった議論は、議会とさせていただくことになるのかと考えている。

委員：どうしても顔見知りであるため、なあなあ議論にならないようにしてもらいたい。

会長：それでは、ご意見もないようなので、次に進みたい。

## (5)職員コンプライアンス意識啓発事業

資料説明：事務局

- ・事業評価シート
- ・亀山市職員コンプライアンスハンドブック

会長：最終的に庁内で調整する段階では、こういったところが課題となったのか。

担当部局：1月、2月でコンプライアンス委員会を開催しており、委員構成は3名の委員となっている。最終的に、課題となったのは、ハンドブックをどのように活用していくのが委員から上げられた。これから、職員から意見などあれば、対処していく必要があると考えている。また、ハンドブックのそれぞれの項目の中に、Q&Aを設けているが、もっと詳しく事例を取り上げた方がよいという意見をもらったところである。

委員：一定の公職者からの話も前回出ていたと思うが、そのあたりは加味されているのか。

担当部局：特に制度としては、公益通報といわゆる口利きへの職員の対応も含めて、ハンドブックは作成している。

委員：資料12ページの例ですが、Q4は、前回も入っていたか。読んでいて気づいたが、例としては、適切かどうか。なぜかと言うと、窓口で対応される方は、必ずしもこのような方ばかりではないと思う。こういう対応ができる方が、説明責任を果たせますということで、もうワンステップあってもよいと思う。

担当部局：計画よりもスケジュールがずれた理由はこういうところであって、事例については、どういうものをピックアップするかという点でたくさん時間がかかった。実務に近いほど、どうなのかという点もあった。そのあたりは、注意しながら作成した。

委員：A. 4で言うと、実際にここまで説明できるのは、相当の責任者の方だと思う。窓口

の方で、ここまで答えられる人はなかなかいないのではないかと思います。

担当部局：職員には、そこまで求められているということを知らせたい。

会長：確かに、窓口の職員の方にも、そういった制度の説明ができるように知っておいてもらわないといけない。それが、コンプライアンスを果たすときの前提条件である。

委員：変な説明では困る。必ずしも 100%理解して、説明しているかということ、そうでもないと思う。

会長：それは、公務員である以上、100%を目指してやるしかない。

委員：もう少し気になるのは、窓口全てが、正規の職員ではないことを考えるとどうかと思う。

委員：私も、現在、そういう立場にいるが、窓口の職員のスキルアップをしろと投書も来る。

委員：でも、そこまで求められるのであれば、こんな仕事嫌だとならないか。

委員：非常勤職員の賃金が、高いか安いかの考え方の違いだと思うが、やっていかななくてはならないと思う。

委員：上司を呼びますということで、よいと思う。むしろ、その方が、責任ある回答だと思う。

担当部局：コンプライアンスハンドブックを作ったが、自分たち自身も 100%分かった職員かということ、まだ勉強中である。ただ、窓口に出た職員は、市民から見ると正規・非正規に関わらず、市職員であることにはかわりないため、対象としては、全ての職員ということで含めているし、なかなか難しいことではあるが目指す姿だと思っている。

委員：目指す方向は、よく分かるが、現実的な対応としては、厳しいと思う。

会長：ある程度、これは目指すべきだと思う。あとは、現場で、もう少し具体的なクレーム処理のようなマニュアルを作るときには、別のやり方があると思う。

そうすると、これを使って、今年は職員研修などを重点的にやるのか。

担当部局：計画の中で、ハンドブックの作成と併せて職員研修を実施するという事で上げているため、昨年、公務員倫理という形で、コンプライアンス研修に近い形で行っており、引き続き実施していく。

会長：職員に対する要望等記録票は、各室で持っているのか。

担当部局：そういうケースがあった場合は、内部の組織の中で、記録する。今回、一番大事なのは、初期対応だと思っており、ハンドブックで周知している。

会長：この記録票を書けば、公文書として、取得したことになるのか。情報公開請求したら出てくるのか。

担当部局：情報公開請求の対象になる。但し、個人情報などは、公開しない。どういう内容であったかということは、公開される。

委員：この機会に教えて欲しいが、個人情報漏えいの問題を、時々新聞で見るが、郵送の宛先を間違えて、A氏の書類を、B氏に送った場合、情報漏えいとして、記者発表したり、ホームページでの掲載などしているのか。

事務局：懲戒処分などした場合は、記者発表しているが、事柄の大小にもよってくると思うが、今言われたお二人の書類を間違えて送ったケースについては、そのお二人にお詫びするという事になると思う。事柄の大きい小さいで、記者発表するしないを判断している。

委員：ここ2年くらいで感じることであるが、正規職員よりも長く同じ部署にいる非常勤職員で愛想よかった人が、すごく慎重になっていると感じる。

担当部局：コンプライアンス委員会の中でも、そういう意見もあった。職員が萎縮してしまわないかという話が出た。そのため、ハンドブックは、法令順守をあまり前面に出さないように注意して作成した。実際は、法令順守は、当然であるが、市民の方へのサービス向上につながればということで作った。

会長：法令順守や公平・公正ということばかり前面に出していたら、昼生と川崎に地域担当職員を配置すること自体、根拠がなくなる。地域担当職員なんて、よいのかということになってしまう。

法では想定していない公務員の働き方が、今出てきており、職員は、萎縮してはいけませんが、これを十分踏まえて、職務をこなして欲しいし、勉強してもらいたい。

委員：行政の方は、一生懸命やってもらっていることはよく分かる。コミュニティや自治会の方の理解を深めるといふところを考えて欲しい。自分たちのガードを固めることも分かるが、それ以前にやってもらいたい。

この地域券というのは、先生が川崎コミュニティにおいて、ボランティアであっても交通費や食事代などは、有償の時代だと言われたのが始まりだと思う。私もそうかなと思っており、高齢者が一人で歩いていたら、地域の者が自動車に乗せて、買い物に連れて行き、そのときには、有償と言う形で券を発行するということを説明されたが、今まさに亀山市で近いことが実行されている。コンプライアンスも大事であるが、そういった面で、住民に分かりやすく説明して欲しい。

また、私は、地域で防災の担当もやっているが、いざというときに、その方が、どこに住んでいて、名前はなにで、電話番号は何かと、自主防災組織として調べようと思ったときに、自分の情報は出さないと言われていた方がいると知った。これには、消防署の方も困っているし、私も困っている。私も、命と個人情報とどっちが大事なのだと声を大にして言った。あまりコンプライアンスばかり言うと、大事けれども、誰がどこに住んでいて、どうやって死んだのかも分からない状態ではいけないと思うため、みなさんのご理解やご協力をお願いする。

それから応援券を、あと5ヶ月で市民が果たして理解できるか考えないといけない。これは、お金の問題である。

会長：まさに、コンプライアンスは、住民側にも求められるのである。だからこそ、今日の最初に話が出たように、まち協の規程でコンプライアンスが規程されていたり、個人情報の保護や情報公開まで、まち協の規程で作っていかないといけないということである。

そういう時に、悩ましい問題であるが、自分を放っておいて欲しいという方もいる。これは、けれど、強制的に知らせる話にはならないから、ご本人がいざというときには助けて欲しいから、住所と名前は、地域のコミュニティや自治会、まち協には教えるという方向に持っていくしかない。市からは、絶対に教えられない。

委員：消防の方も困っている。連絡が取れない。言えない。報告ができない。自主防災組織の隊長の会議でいつもどうしたらよいか尋ねられる。

会長：これは、まちづくり基本条例の一つの課題かもしれない。個人情報の地域での取り扱い

いをどうするのか。次のステップで考えないといけないことかと思う。

委員：一つ目のテーマである、地域コミュニティの話であるが、来年度以降どうするかという話で、昼生のまち協の話をさせていただく。地域予算の話が出たが、その中に、どんな項目を入れていくのか、財源と権限をどう地域予算に組み込んでいくかということが非常に重要な話である。今もらっているような補助金の範囲では、新しいことは全くできない状態である。そのあたりの検討の段階で、できれば、先に進んでいる川崎や昼生のまち協のメンバーを入れてもらって検討会なりを作ってもらえないかと思っている。

まち協自体が協働を前提にいろいろな事業を計画することで成り立っているため、できれば協働するに当たっての基本的な理念や考え方を、まち協と行政で協定を結ぶようなやり方ができないかと思っている。この委員会がよいのかどうか分からないが、サンプルとして、協働の協定書や契約書を具体的に考える場が欲しい。

委員：既にやっている自治体があると思うし、それに基づいて、職員を派遣するといったこともしている先例はあると思う。

委員：先例は、いっぱいあるため、亀山市のモデルを作っていきたい。

会長：これが、推進委員会の中で、次に検討しないとイケないことかもしれないと思う。それでは、以上ということで、ご議論いただき、ありがとうございました。

### 3. その他

#### (1) 今後のスケジュールについて

事務局：今回で、平成 24 年度の推進計画の評価を行っていただいた。今年度は、任期の関係もあるので、年度内で 25 年度の評価までやりたい。年度内で、2 回がベースになる。次の会議では、実質的に、本日の(3)、(4)、(5)の事業は、制度に乗って進めていくことになる。(1)、(2)が中間報告の中心となる。

したがって、会長の言われたように、今後検討すべき課題があれば、次回の会議の際にそうした話をしたいと思う。そのような進め方でよければ、様式は、事務局で作成して改めて連絡するため、次回の会議の少し前までに、そういったテーマで載せたいものがあれば、各委員のご意見を伺いたいと思っている。そうした内容で、ご議論いただきたい。

会長：今回は、中間評価となり、9月までに進めてもらったことの評価であるため、10月か11月に集まってもらうというスケジュールになる。その時には、市民活動応援券も本格的に進められているということになる。

最後のご意見については、時期的に、早い方がよいため、市の中で調整を願う。

事務局：地域予算制度の検討は、地域づくり支援室が中心になって検討を進めていくため、担当部署にご意見を伝えることとしたい。

#### (次回推進委員会)

事務局：次回の会議日程については、会長と協議の上、各委員には改めて連絡させていただく。